(b)　公開買付者が発行者情報（法第27条の32第１項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）を提供し、又は公表している者であって、当該発行者情報に、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成20年内閣府令第78号）第７条第３項第１号ハに規定する事項として連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）又は財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）を表示している場合 当該連結財務諸表（連結財務諸表を表示していない場合には、財務諸表）を記載し、その旨を注記すること。 (c)　(a)及び(b)に掲げる場合以外の場合 ［略］ b　a(a)から(c)までに定める財務諸表は、最近２事業年度のものを事業年度順に左側から右側に配列して記載すること。ただし、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合には、最近２事業年度の財務諸表とともに当該半期報告書に記載した中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書（a(b)に掲げる場合において連結財務諸表を表示していないとき、又はa(c)に掲げる場合にあっては、中間貸借対照表及び中間損益計算書）を記載すること。 ［c・d　略］ ［(14)・(15)　略］ (16)　発行者が提出した書類 a　届出書の提出日において既に提出されている発行者の最近２事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 b　公開買付期間中に、有価証券報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨（当該有価証券報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。）記載すること。 c　［略］ (17)　［略］	(b)　公開買付者が発行者情報（法第27条の32第１項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）を提供し、又は公表している者であって、当該発行者情報に、特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成20年内閣府令第78号）第７条第３項第１号ハに規定する事項として連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）又は財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）を表示している場合 当該連結財務諸表（連結財務諸表を表示していない場合には、財務諸表）を記載し、その旨を注記すること。 (c)　(a)及び(b)以外の場合 ［同左］ b　これらの財務諸表は、最近２事業年度のものを掲げることとし、事業年度順に左側から右側に配列して記載すること。ただし、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に四半期報告書を提出している場合には、最近２事業年度の財務諸表とともに届出書提出日の直前に提出した四半期報告書に記載した四半期連結貸借対照表（a(b)の場合にあっては、四半期貸借対照表）及び四半期連結損益計算書（当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの）（a(b)の場合にあっては、四半期損益計算書（当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの））を掲げること。 ［c・d　同左］ ［(14)・(15)　同左］ (16)　［同左］ a　届出書の提出日において既に提出されている発行者の最近２事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）及び半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 b　公開買付期間中に、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨（当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。）記載すること。 c　［同左］ (17)　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正）

第六条　株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二十二年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をそれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一号様式	**第一号様式**
【表紙】	【表紙】
【提出書類】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	【提出書類】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【根拠条文】　法第27条の　第　項	【根拠条文】　法第27条の　第　項